

議案第63号

大田原市須賀川集会所兼直売センターの設置及び管理に関する条例を廃止する
条例の制定について

大田原市須賀川集会所兼直売センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別
紙のとおり制定する。

令和5年6月19日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市須賀川集会所兼直売センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
大田原市須賀川集会所兼直売センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第
43号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。